

勝山市立勝山北部中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

勝山市立勝山北部中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの生徒にも、どの学級でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきました。

しかしながら、ネット社会の急速な伸展を始め、生徒を取り巻く環境が変化する中で、全国各地でいじめによる痛ましい事件が相次ぎ、その対策としていじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が制定・施行されました。

そこで、本校では、国、福井県、および勝山市のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「勝山市立勝山北部中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

今後は、この基本方針に基づき、関係機関の緊密な連携の下、これまで以上にいじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めるとともに、重大事態への的確な対処を万全にしながら、本校のすべての生徒が、生き生き伸び伸びと輝きながら、いじめのない学校生活を送ることができるよう、取り組んでいきます。

平成26年4月1日	策定
平成27年4月1日	一部改訂
平成28年4月1日	一部改訂
平成29年5月1日	一部改訂
平成30年5月1日	一部改訂
平成31年4月1日	一部改訂
令和2年4月1日	一部改訂
令和3年4月1日	一部改訂
令和4年4月1日	一部改訂
令和5年4月1日	一部改訂
令和6年4月1日	一部改訂

目 次

第1章 基本の方針

1 目 的

2 基本理念

3 いじめの定義と判断

4 いじめ防止のための具体的取り組み

(1) 思いやり・助け合いの心を持って行動できる生徒を育てるために

(2) 人の心の痛みが分かる生徒を育てるために

(3) 学校評価への位置づけ

(4) いじめ未然防止

(5) いじめの早期発見

(6) いじめの事案対処

(7) いじめの解消

(8) 重大事態への対応

5 いじめ問題に対応する校内組織

6 留意事項

第2章 年間指導計画

第3章 組織図

第1章 基本的方針

1 目的

勝山市立勝山北部中学校いじめ防止基本方針（以下「本校基本方針」という。）は、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、いじめの問題への対策を、関係機関がそれぞれの役割を明確に自覚し、主体的かつ相互に連携しながら広く社会全体で進め、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

2 基本理念

○いじめは、いつでも、どこでも、誰でもが関係する問題であり、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないことを目指す。

○生徒が、自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」を浸透する。

○全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめを認識しながらこれを放置しないよう、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを生徒が十分理解するようにする。

○学校、教育委員会をはじめとする関係機関および家庭、地域の緊密な連携・協力の下で取り組む。

3 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをしめす。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

4 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 思いやり・助け合いの心を持って行動できる生徒を育てるために

いじめを未然防止し、根絶していくためには、思いやりや助け合いの心を持って行動できる生徒の育成に向けた教職員の共通理解を徹底する。

【具体的な取組】

- ・道徳授業の中で、B－(6)【思いやり・感謝】の内容を扱う授業を計画的に、またはクラスの状況に合わせて効果的に実施する。
- ・授業や生徒会行事、学校行事、部活動等を通じた「思いやり・助け合いの心」の育成

に向けて、計画的に配列された活動を通して生徒に学ぶ機会を与えられるよう、全教職員が共通理解をして指導に当たる。

- ・年間計画の中にボランティア活動や奉仕活動を計画的に組み入れ、仲間と協力して社会や他者のために活動する経験を積ませるようにする。

(2) 人の心の痛みが分かる生徒を育てるために

人の心の痛みが分かり、相手を大切にできる人権感覚の高い生徒は、いじめをしない。学校教育の中で生徒の人権感覚を高めるために、意図的・計画的に人権を尊重する教育を推進することが必要である。特に、道徳の時間や学級活動での指導を中心に、心の教育の充実を図り、基本的人権を尊重する態度やいじめを起こさない態度を養うことが求められる。また、日常的な生徒とのふれあいの中で、教職員が質の高い人権感覚を持って教育活動に当たることが肝要である。

【具体的な取組】

- ・全学級で定期的に、クラスメイトの「いいところ探し」の取組を行い、人の良さを認めることの自己達成感、人から認められることの自己有用感を体験させる。
- ・每学期1回以上、学級活動等に構成的グループエンカウンターやソーシャルスキル・トレーニング等の手法を用いた仲間を尊重する態度を育成する授業を実施する。
- ・12月の「全国人権週間」に合わせ、全学級でCー(11)【公正、公平、社会正義】等の内容を扱う道徳の時間を設定する。

(3) 学校評価への位置づけ

いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努める。

【教職員】

生徒が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。

【保護者】

学校は、いじめのない環境作りに取り組んでいる。

【生徒】

現在、学級や学校でいじめはないと思う。

現在悩みはない。または、悩みがあっても相談できる人がいる。

(4) いじめの未然防止

深刻ないじめを減らしていくうえで成果を上げているのが、「いじめを生まない」という未然防止の発想に立った取組である。そうした未然防止の取組の前提として、多くの生徒がいじめ加害者にも、被害者にもなった体験があるという事実立つこと

が必要である。教職員がそのような認識を共通に持った上で、いじめの未然防止に向けた取組を進めるため「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ対策について指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践する。

いじめの背景には生徒のストレスやその原因となる要因等が存在する。「それには負けない」、そのはけ口として「他者を攻撃するようなまねはしない」と言える生徒に育てばいじめは減る。

そのためには、人と関わることに喜びを感じる体験が不可欠である。生徒一人一人が「面倒だったり、イヤなこともあったりするけれど、他の人と関わることは楽しい。誰かの役に立てたらうれしい…」と感じる場や機会を学校生活の中につくることで、いじめの未然防止に向けた取組を充実させる。

また、障がいのある生徒や、特に配慮が必要な生徒がいじめを受けることがあるため、障がいへの理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進める。

【特に配慮が必要な生徒】

- ・発達障害を含む、障害のある生徒
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒

同時に、教職員の更なる授業力向上を図り、分かる授業、知的で質の高い授業づくりを推進する。異なる校種間の円滑な接続を意識した「福井型18年教育」による授業改善や、福井独自の授業改善に向けた取組を意識して、教育の質的向上を図る。

【具体的な取組】

- ・年度当初の第1回目の学年集会で学年主任が、学級指導で担任が、いじめは決して許さないことを伝え、生徒全員の意思をその場で確認する。いじめを見たり感じたりした場合、やめさせることは正義である。その勇気が出せない場合は教職員や保護者に伝えることも大切な正義であると生徒に断言する。また、全教職員が足並みを揃え、ぶれのない指導、支援をすることが最も重要である。
- ・いじめを認知した場合、被害者の同意を得て学級、学年、学校全体の問題として扱うことを基本とする旨を宣言する。もちろん、被害者の安全を確保するためなど、特別な事情で公表せずに指導を行う場合があることも伝える。
- ・年度当初の学級活動で「法教育」について取り扱い、国も被害者を守り、加害者にはそれにふさわしい指導や処分を行う立場であることを生徒と共に学ぶ。
- ・毎学期初めにいじめ問題を取り上げた道徳の時間を設定し、いじめは許されない行為であることについて生徒とともに学び、理解を深める。もちろん、学級の状況に応じて、いじめに関わる学習を柔軟に取り入れる。また、いじめに関する道徳の時間等の公開及びその研修会を年間計画に位置づける。

- ・ 2学期末までに学級活動を利用して「情報モラルに関する学習」を全学年で行う。
- ・ 生徒に生活ノート等に、いじめや人権侵害に当たる行為がないか毎日自己チェックさせる。チェック状況を学級担任が把握し、職員会議等で情報連携を図る。1、2学期末には学校評価と併せていじめ状況のアンケート調査を実施する。またアンケート結果は基本的に生徒に公表することを事前に伝えておく。学級便り等を通じた保護者への情報提供も積極的に行う。
- ・ 6、10月には教育相談週間を設け、生徒と教職員とが話し合える場を設定する。
- ・ 毎学期初めを「いじめ防止啓発月間」とし、未然防止に向けた生徒の意識啓発を図る。
- ・ 担任だけでなく全ての教職員は日頃から生徒にはプラスの声かけを多く与える。ただ「ほめる」だけでは効果的ではなく、むしろ逆の効果を生むこともある。生徒自身が自分でも「がんばった」「努力した」と感じている点を的確に見取り、その「行為をほめる」ようにする。
- ・ 授業中や生徒会行事、学校行事、部活動等を通じた「自己有用感」の育成に向けて、教職員が「誰の」「何を」育てるために「どのような働きかけ」をするのか、共通理解を持って指導、支援にあたる。その共通理解は、職員室等における教職員同士の自由なコミュニケーションに任せるだけでなく、学年会や職員会議等の場に必ずその時間を組み込んで定期的に行う。
- ・ 積極的な教材研究を通して、分かる授業づくりに向けた授業改善に努める。
- ・ 危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行う。

(5) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。実際、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの早期発見を心がけることが必要である。

または、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、生活ノートでの学級担任との交流、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、日頃から教職員が生徒に積極的に声かけを行うなど信頼関係の構築に心がける。同時に家庭や関係機関との連携を重視し、ともに生徒を見守る体制づくりに留意する。

【具体的な取組】

- ・担任教諭は生徒の登校時刻より前に教室へ入り、生徒との交流を深めるとともに生徒の様子を観察する。
- ・毎学期初めにいじめ問題を取り上げた道徳の時間を設定し、いじめは許されない行為であることについて生徒とともに学び、理解を深める。また、学級の状況に応じていじめに関わる学習を柔軟に取り入れる。
- ・生活ノート等に、毎日、いじめや人権侵害に当たる行為がないか自己チェックする。2学期末には学校評価と併せていじめ状況のアンケート調査を実施する。また、アンケート結果は基本的に生徒に公表する。
- ・毎学期に教育相談週間を設け、生徒と教職員とが話し合える場を設定する。
- ・毎学期初めを「いじめ防止啓発月間」とし、生徒の意識啓発を図る。
- ・生活ノートを通じた生徒や保護者との関わりを重視し、日頃から小まめな言葉かけやプラスの評価を書き込むようにする。場合によっては定期的に保護者向けの近況報告を書き込む配慮も忘れない。内容の変化や文字の乱れなどから生徒の心の様子を把握するよう努め、生徒のサインを見落とさないよう心がける。

(6) いじめの事案対処

【いじめを発見した場合】

- ①発見者、またはその情報を得た教職員は、基本的に1時間以内に担任、生徒指導主事、教頭に報告する。なお、からかいや悪ふざけ等が教職員により把握できた場合はその場で即時に「誰が」「誰に」「何をした」結果「どうなった」のか確認し、からかいや悪ふざけを受けた生徒を守るための指導を行う。また、教職員は、発見または確認により得た情報を必ず記録して自分の記憶を固定することに留意する。関与した教職員が複数いる場合は、話し合ったり確認し合ったりする前に、まず各々が個別に記憶を固定した記録を残すことが重要である。そして、情報を速やかに共有し、組織的な対応につなげる。

教頭は即日、「いじめ対策委員会」を招集し、関係生徒からの聴き取りや保護者への連絡等について委員会としての方向を決める。その際は、発見者、またはその情報を得た教職員の記録をもとに事実確認を始める。関係生徒への聴き取りは必ず複数の教職員で当たり、漏らさず記録を取る。性急に事実を確定せず、多角的に聴き取りを行い、いじめとして認知すべきかを委員会として判断する。今後の指導の方針を確定し、「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、役割分担を決めて、組織として対応する。

- ②事実が確認できればその事実を、未確定の部分があれば現時点で把握できたことという形で、必ず即日、保護者へ連絡をし、今後の指導への協力をお願いする。推測を加えず、事実のみで語ることを原則とする。電話等で済ませず家庭訪問を行うことが望ましい。なお、ここまでの記録を、市教育委員会へ報告する。
- ③翌日から、委員会で決定した指導方針に従って全教職員の共通理解のもと、指導を開始する。指導の様子（例えば加害生徒との面談や、被害生徒の様子など）や経過を関係教職員は生徒指導主事に伝える。生徒指導主事はそれらの事実を必ず記録に残し、日ごとに教頭に報告する。
- ④5日たっても改善が見られない場合は、新たな方針策定のため教頭は、再度、委員会を開催する。

【悪質な書き込みやSNSなど、ネットいじめを発見した場合】

学校が「ネット上のいじめ」の事案を把握するのは、別の生徒や保護者からの相談であることが多い。また、生徒の様子の変化から、事案を把握するに至った事例もある。学校では生徒たちが出すいじめの兆候を見逃さず、「ネット上のいじめ」に対応していく必要がある。

- ①誹謗・中傷等の書き込みの相談が生徒・保護者等からあった場合、まず、その内容を確認し、生徒指導主事、教頭（及び担任）にその内容を報告する。教頭は即日、「いじめ対策委員会」を招集し、通常はいじめ事案と同様の対処をする。聴き取りを行う際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。スマートフォン・携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難であれば、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。
- ②生徒以外からの相談で誹謗・中傷等が分かった場合は、被害者生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問等を行い、保護者と話し合いの機会を持ち、学校の対応について説明し、その後の対応について相談しながら進める。
- ③その際、今回の加害者自身がいじめに遭っていて、その仕返しとして、ネット上に誹謗・中傷を書き込んだ等のケースも考えられるため、被害者からの情報だけをもとに、安易に加害者と決めつけず、「ネット上のいじめ」が起こった背景や事情についても綿密に調べるなど適切な対応が必要であることに留意する。
- ④加害生徒が明らかでない場合は、その保護者に対しても、「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、「ネット上のいじめ」を再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方についての説明を行い、指導の協力をお願いすることが必要となる。加えて、場合によっては保護者会を開催するなどして、学校において起きた「ネット上のいじめ」の概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、また、「ネット上のいじめ」に対する学校に

おける対応方針を伝えるなど、学校の取組に対する保護者の理解を得ることも重要となる。

(7) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

- ①いじめに係る行為が停止している状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(8) 重大事態への対応

【重大事態にあたるケースについて】

- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な損傷を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤いじめにより年間30日程度以上の欠席が余儀なくされている疑いがある場合

【重大事態を認知したら】

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

【具体的対応について】

教育委員会の助言、指導のもと、以下の手順で対応に当たる。

- ①学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。この調査組織は、「いじめ対策委員会」を母体として当該重大事態の性質に応じて、専門的知識および経験を有する適切な専門家を加えて設置する。ただし、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者であることに留意する。
- ②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係のみを速やかに調査する。
- ③いじめを受けた生徒およびその保護者に対して情報を適切に提供する。その際、関係者の個人情報には十分配慮すること。ただし、いたずらに個人情報保護を盾にとって説明を怠るようなことがあってはならない。また、得られたアンケートは、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する等の措置が必要である。

④調査結果は、教育委員会を通じて市長へ速やかに報告する。いじめを受けた生徒や保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

5 いじめ問題に対応する校内組織

校長は、その強いリーダーシップの下、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、学年主任等による「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催していじめの未然防止にあたる。いじめの認知についてはこの委員会が中心となっていく。

いじめを認知した後は、生徒指導主事、関係学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭等による「いじめ対応サポート班」を設置し、組織として具体的な指導、支援にあたる。

なお、これらの組織には、必要に応じてスクールカウンセラーや警察など、外部の専門家を加える。

6 留意事項

学校は、本基本方針が実情に即してきちんと機能しているかを検証しながら、1年を目途に基本方針の見直しを検討する。必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4月	<p>いじめ対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針の確認 年間計画の検討 <p>↓</p> <p>職員会議①</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員の共通理解 年間計画の確認と周知 <p>↓</p> <p>学校ブログ</p> <ul style="list-style-type: none"> スクールプラン、いじめ対策基本方針の公表 <p>職員会議②</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月期のいじめ状況の点検 	<p>【いじめの自己チェック】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間を通して、毎日、生活ノートにいじめの自己評価を記録する。 <p>【入学式】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「情報モラル」 ネット通信の利用について、新1年生と保護者に啓発する。 <p>【生活オリエンテーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめは絶対に許されないことについて全校生徒の意思統一を徹底する。 		
5月	<p>小中連携会議①</p> <ul style="list-style-type: none"> 各校の基本方針の共通理解 <p>職員会議③</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月期のいじめ状況の点検 	<p>【前期生徒総会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒会による「いじめ許さない宣言」を発効する。 「いじめ許さない週間」について提案する。 <p>【学級活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「情報モラル」 ICT機器の正しい使い方について <p>【学校・家庭連携奉仕活動①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「九頭竜クリーンアップ」や「PTA資源回収」に生徒とPTAが共同で参加し、環境整備や河川の美化活動を行う。 <p>【校外学習】</p> <ul style="list-style-type: none"> グループ活動を通して仲間との協調性を養う <p>【修学旅行】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集団生活の規範意識を学ぶ。 さまざまな見聞を通して自分のよさを発揮する。 		
6月	<p>校内研修①</p> <ul style="list-style-type: none"> 「分かる」授業づくり 絆づくりと居場所づくり <p>↓</p> <p>【授業研究①】</p> <p>職員会議④</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月期のいじめ状況の点検 	<p>【保育園訪問】</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼児たちの様子を観察し、かかわりあう。 <p>【教育相談週間①】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全校一斉に実施する。 <p>【指導主事訪問】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公開授業をする。 <p>【道徳の時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「思いやり」に関する授業実践 <p>【部活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種大会への参加を通して、これまでの活動の成果を発揮し、お互いの立場を尊重しながら仲間との絆をさらに強める。 		

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
7 月	職員会議⑤ ・第1回アンケート調査結果の分析と検討	【第1回アンケート調査】 学校評価と同時に実施する。		
	学校運営協議会① ・基本方針の共通理解	【取組評価アンケート】 「学校が楽しいですか。」「みんなで何かをするのは楽しいですか。」「授業に主体的に取り組んでいますか。」「授業がよくわかりますか。」の4観点についてアンケートを実施する。		
	保護者会 ・いじめ情報の収集			
	いじめ対策委員会 ・第1回アンケート調査等の結果の検討と未然防止			
8 月	小中連携会議② ・各校の状況の情報交換	【家庭訪問】 ・学級担任が夏休みの生活チェックを行い、いじめ状況やネットモラル等について把握し、未然防止を図る。		
	校内研修② ・2学期の対応の検討	【学校祭の準備活動①】 ・仲間と協力して企画や練習を通して、自己有用感や絆づくりをする。		
	職員会議⑥ ・2学期の取り組みの共通理解			
9 月	いじめ対策委員会 ・夏休み中の生活実態のまとめと行事活動の反省	【学校祭の準備活動②】 ・仲間と協力して学校祭を成功させ、自己達成感を味わい、絆を強める。		
	学校運営協議会② ・第1回アンケート調査結果の情報提供	【校内体育大会】 ・異年齢集団の活動を通して、互いのよさを認め合う。 ・地域のさまざまな人（保護者、高齢者、幼児等）とかがわりあう。		
	職員会議⑦ ・9月期のいじめ状況の点検			

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
10月	いじめ対策委員会 ・2学期の取り組み状況の共通理解と定期点検	【教育相談週間②】 ・全校一斉に実施する。		
	職員会議⑧ ・10月期のいじめ状況の点検	【後期生徒総会】 ・前期の取り組み結果の報告と後期の方針を確認する。 ・「いじめ許さない週間」について再提案する。		
		【町民運動会への参加】 ・係活動や競技への参加を通して、地域の一員としての自覚を深める。		
		【福祉体験】 ・地域の老人施設を訪問し、交流する中で異なる立場の人の理解を深める。	【14歳の挑戦】 ・地域の職場体験を通して、勤労の意義を学び、仲間とともに自己有用感を味わう。	
		【学校・家庭連携奉仕活動②】 ・「PTA親子半日奉仕」と「PTA資源回収」で協同して自分たちの学校環境を整える。		
11月	校内研修③ ・「分かる」授業づくり ・絆づくりと居場所づくり ↓ 【授業研究②】	【町民文化祭への参加（荒土・北郷地区）】 ・係活動や催しへの参加を通して、地域の一員としての自覚を深める。		
	職員会議⑨ ・11月期のいじめ状況の点検	【指導主事訪問】 ・公開授業をする。		
12月	職員会議⑩ ・第2回アンケート調査結果の分析をする。	【第2回アンケート調査】 学校評価と同時に実施する。		
	保護者会 ・いじめ情報の収集	【全校朝会・委員会活動】 人権週間にちなんだ活動を行う。		
		【道徳の時間】 ・「公正・公平」に関する授業実践		
	いじめ対策委員会 ・第1、2回アンケート調査等の結果を比較検討し、未然防止に生かす。	【ようこそ先輩】 ・社会に出て働いている方を招き、働くことの意義や、将来の見通しを持ち、自己の可能性を知る。	【立志のつどい】 ・集団生活の向上と自己の役割と責任を果たすことの大切さを学ぶ。 ・自らの生活を見つめなおし、よりよい学校生活を送ろうと決意する。	
		【取組評価アンケート】		

	教員の動き等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
1 月	いじめ対策委員会 ・冬休み中の生活実態のまとめと行事活動の反省 ・3学期の活動方針	【スキー遠足】 ・雪山の校外活動を通して、安全で有意義なグループ活動の大切さを学ぶ。		
	職員会議⑪ ・1月期のいじめ状況の点検	【教育相談週間③】 ・学年で時間を設定して実施する。		
2 月	小中連携会議③ ・各校の取り組みのまとめと次年度の基本方針の確認			
	学校運営協議会③ ・1年間の取り組みのまとめと次年度の基本方針の確認	【町民文化祭への参加（鹿谷地区）】 ・係活動や催しへの参加を通して、地域の一員としての自覚を深める。		
	職員会議⑫ ・2月期のいじめ状況の点検			
3 月		【取組評価アンケート】		
	職員会議⑬ ・いじめ状況の総点検の実施	【予餞会】 ・卒業生および在校生が共に活動することで、お互いに感謝の気持ちを味わう。		
	いじめ対策委員会 ・いじめ状況の総点検の結果報告 ・次年度の基本方針の策定	【卒業式】 ・卒業生のためにみんなで協力して儀式的行事を成功させ、愛校心を養う。		
	職員会議⑭ ・次年度の基本方針の検討	【生徒総会】 ・1年間の取り組み結果の報告と次年度の方針を確認する。		

いじめ対策委員会(常設)

